

# 規則

埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第四十号

埼玉県立嵐山郷管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立嵐山郷管理規則（昭和五十一年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「氏名、職業等」を「氏名等」に改める。

様式第二号中

小学校・中学校・高等学校  
(普通学級・特別支援学級)  
特別支援学校(小・中・高)

を

小学校・中学校・義務教育学校  
高等普通支援学校(小・中・高)  
特別支援学校(小・中・高)

校・  
に改める。

様式第三号中「医師氏名」を「医師氏名(自署又は記名押印)」に改める。

様式第五号中「氏名」を「氏名(自署又は記名押印)」に改める。

様式第八号中「申請者住所氏名」を「申請者住所氏名(自署又は記名押印)」に改める。

署又は記名押印) ⑩」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。